

果ぬ。且又竹島周防は忠節を訴へたる者を可殺いはれなし、但馬が一味たるべし、駿府において可有穿鑿とて急に可指越との上意也。途中大事の囚なりとて、城へ召寄繩かけにし、青木新兵衛を副て被遣。越前府中まで三里行て新兵衛、周防に云様は、上意といひ大事の人なりといへども、歴々繩をかくる事如何なれば繩を解くべし。若其方心替せば不及是非次第也。其段は某覺悟の前也とて、繩を解て駿府へ連往、於駿府急度御吟味なり。時に周防申上げるは、但馬は黃門御取立の者、其身も度々勝れたる武功多きもの故、過分の知行も被下候。且國政も預り知るものに候間、百姓千萬人にも思召替給ふまじく存候。其上長兵衛存命仕らば、但馬中々堪忍仕まじ。又訴人に罷出候長兵衛に候得ば、忠節もとのとて中々殺害は被成まじければ、私卒忽者に罷成刎首仕候へば、但馬も堪忍仕、無事に可罷成候。御爲にも可宜と存じ長兵衛を殺害仕候旨申上候へば、家康公聞召、周防申所一々最なりとて、忝御説にて御赦免なり。其頃青木氏を諸人譽る。新兵衛後加州利常公へ奉仕して方齋と號す。太閤記小田原陣之刻、山中城陥し節、右の谷を見

れば大母衣かけし武者、搦手へ乗入り、首を持って太閤の御本陣へ參る。則御覽有て、物始よしと上意にて金錢を賜る。是青木新兵衛と云者なりとあり。此時誰の家へ仕へしや可考。

一、台徳公の御歌

台徳公世の中を御嘆息の御歌、

偽りのある昔こそゆかしけれ誠がほなるいまの世の人

一、陽廣公の御孝心

微妙公御隠居候て、小松の城に御住居の頃、陽廣公は東都に御在府被成候。或時金澤御城大手櫓の臺石垣の内、大石壹つ小松の御城御用に候とて、御使者人夫召具し取に參候。其時安房守本多政重・山城守横山長知、執政として御留守相勤候。兩人承り候て、御城石垣の儀不存寄儀に候。何程中納言様御用にてても、少將様御意無之内は、あげ申儀難成候とて不相渡候。扱其趣を東都へ申上候處、少將様兩人へ御自筆にて御書被遣、中納言様御年よらせられ候事に候へば、如何様の事にてても御心にさらはぬ様に被遊度候。右の石上候て可然事に思召候旨被仰遣候。其御書の御端書に

古歌のよしにて、一首の和歌を御書記し被遊候。

蘆の葉を落せば雁の聲ぞする素直なき子は親のわづらひと被遊。此歌故事有之旨可相考候。扱其後兩人を小松へ召、御養應有て右石の儀被仰候て、頼母敷思召御悦被遊候よし、微妙公御意被成候。

一、高田勘右衛門、小者の冤を雪ぐ

寛文九年己酉七月九日、渡瀬彦右衛門、武藤五郎兵衛兩人の小者致同道、谷中感應寺領内新堀村名主平兵衛、爲亡父寺内に經堂を建立仕、其供養を仕候。依之男女群集仕候。平兵衛家來長兵衛と申者、其場にて巾着をすられ候由にて、近邊及騒動候。然處右小者兩人、經堂見物仕罷歸候節、清水坂邊にて若き男一人出合、先程の巾着をかへし候へと云。兩人答候は、我等は松平加賀守家來の者に候。人違にて可有之よし申候得共、不承届是非に返し候へとて組懸候。五郎兵衛小者三九郎脇指を抜き、向の者の手先を少し切候。其内に大勢馳集候て、すりよ〜と呼はり理不盡に取懸り、兩人の脇指をもぎ取、巾着主長兵衛に相渡し、兩人をば縛り谷中の後へ連行、散々に打擲仕候。清水坂にて手

を切られ候者かけ來り、是非とも切殺し可申と怒候處、年寄たる者共出合訛言仕、繩を解き、逃よ〜と申聞候。其故七面明神の方へ逃申所に、其邊の者ども大勢出合、末々に打擲し、明神の下の用水川へ追入、塊などを投かけ、半死の跡にて漸く夜に入、本郷の御邸へ罷歸候。其年は前田對馬孝貞御供番にて、此事を聞届、達御聽候。小者兩人口狀迄にては不審に思召候間、新堀村へ松平半右衛門差越承届可然旨被仰出候。御横目指副可宜やと、對馬被相伺候て、和田小右衛門副之、新堀村名主平兵衛方へ罷越相尋候處、平兵衛申候は、其場の儀努々不存候。家來長兵衛罷歸承候。長兵衛巾着すられ候へども、すりは誰とも不存處に、清水坂にてすりよ〜と呼はり、往來の者相集り其者を縛り、脇指をもぎ取り長兵衛へ渡し候者、此邊の者に候や、曾て見知不申候よし長兵衛申候。脇指は手前に難指置、寺社奉行へ上置候よし平兵衛申候。其趣兩人承届罷歸言上候處、兩人小者最前被捕候刻より、度々此方家中の者と申斷、其上すりの脇指とて、平兵衛方より公儀へ上置候上は、下にて其分には難被成置候。寺社奉行小笠原山城守殿・加賀爪甲斐守殿